

特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方 に関する今後の検討課題

本検討会では、現行の医療法に位置づけられている特定機能病院及び地域医療支援病院について、その制度の趣旨に沿って、よりふさわしい承認要件のあり方とその必要な見直しについて検討したところであるが、検討の過程で、特定機能病院及び地域医療支援病院に関する制度の基本に関わる以下の意見があった。

① 特定機能病院

- ・ 3 機能を一体的に有する必要はないのではないか、
- ・ 特に研修機能を重視すべきではないか

② 地域医療支援病院

- ・ 4 機能を一体的に有する必要はないのではないか
- ・ 医療提供体制全体の中での位置付ける必要性を含め再検討すべきではないか

(特定機能病院)

第四条の二 病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。

- 一 高度の医療を提供する能力を有すること。
- 二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。
- 三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。
- 四～七 (略)

(地域医療支援病院)

第四条 国、都道府県、市町村、第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であつて、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の承認を得て地域医療支援病院と称することができる。

- 一 他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、かつ、当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。
- 二 救急医療を提供する能力を有すること。
- 三 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。
- 四～六 (略)